

〈受付期間〉
2025年
3月31日
まで

結婚・子育て資金
一括贈与預金

いよの めぐみ

- 本預金は、2015年度税制改正における「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応している商品です。2025年3月31日までの間、父母さま等(直系尊属である贈与者)がお子さま等(受贈者)に対して結婚・子育て資金に充てるために一括して金銭を贈与し、当該お子さま等の名義で新たに開設された口座に預入等された場合には、贈与税が非課税となります。
- 本資料では、以下の表記としております。

- 結婚・子育て資金を贈与する方(贈与者) → 父母さま等
- 結婚・子育て資金の贈与を受ける方(受贈者) → お子さま等

1 2023年度税制改正における変更内容

- 適用期限が2025年3月31日まで延長されます。
- 受贈者が50歳に達した場合等において、結婚・子育て資金非課税申告額から結婚・子育て資金支出額を差し引いた残額がある場合において、その残額に暦年課税による贈与税が課されるときには、2023年4月1日以降に贈与された部分に対しては、一般税率が適用されます。

- 支払いがある度に贈与するもので、社会通念上必要と認められるものについては、従来より非課税とされています。
- 具体的な税務上の取り扱いについては、お客さまご自身で税理士・税務署にご相談・ご確認ください。

2 結婚・子育て資金非課税措置の対象となる結婚・子育て資金の範囲

1. 結婚費用(上限300万円)

- ① 挙式代、会場費など(受贈者の婚姻の日の1年前の日以後に支払われたもの)
- ② 結婚を機会に移り住むものとして、新たに借りた物件にかかる家賃、敷金、共益費、礼金、仲介手数料、契約更新料(受贈者の婚姻の日の1年前の日から当該婚姻の日以後1年を経過する日までの期間に締結されたもの。また、当該契約締結日以後3年を経過するまでに支払われたもの)、引越し代(受贈者の婚姻の日の1年前の日から当該婚姻の日以後1年を経過する日までのもの)

2. 妊娠・出産費用(結婚費用、育児費用とあわせて上限1,000万円)

お子さま等の配偶者が支払った費用も含まれます。

- ① 妊娠費用
人工授精など不妊治療に要する費用、妊婦健診費用
- ② 出産費用
分娩費、入院費など出産のための入院から退院までの費用、出産後1年以内に支払われた産後ケア費用(6泊分または7回分に限りませう。)

3. 育児費用(結婚費用、妊娠・出産費用とあわせて上限1,000万円)

- ① 小学校就学前の子(満6歳の誕生日の前日以後の最初に到来する3月31日まで)の治療、予防接種、乳幼児健診、医薬品(処方箋に基づくものに限ります。)に要する費用
- ② 保育園、幼稚園、設定こども園、ベビーシッター業者等へ支払う入園料、保育料、行事への参加や食事の提供など育児に伴って必要となる費用、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払う保育料

3 口座開設のお手続きに必要なもの

| 項目 | ご留意点 |
|--------------------|--|
| ご本人確認書類 | 運転免許証、個人番号カード(写真付)、健康保険証、住所記載のある旅券(パスポート)等 |
| ご印鑑 | 口座開設にあたり、お届けいただくご印鑑をご用意ください。 |
| 戸籍謄本・住民票の写し等(原本) | 直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、父母さま等がお子さま等の直系尊属であることを確認できる戸籍謄本(または抄本)・住民票の写し等の原本をご提出いただきます。 ※戸籍謄本は「筆頭者」の本籍地を管轄する「市役所」等にて取得できます。詳しい取得方法等につきましては、市役所等の戸籍担当窓口にてご確認くださいませうお願いします。 |
| 贈与契約書(原本) | あらかじめ書面にて父母さま等とお子さま等との間で贈与契約を締結していただき、贈与契約書の原本をご提示いただきます(写しをとらせていただき原本をお返しいたします)。 ※贈与契約日から2か月以内に当行にお預け入れいただく必要がございませうのでご注意ください。なお、「贈与契約書」の雛形は当行の店頭又はホームページにご用意しております。 |
| 合計所得金額確認書類 | 贈与する日の属する年の前年のお子さま等の合計所得金額が1,000万円以下の場合、合計所得金額が確認できる書類(確定申告書の控、源泉徴収票等)をご用意ください。 ※1,000万円を超える場合は、「新規口座開設」および「追加のお預け入れ」ができません。 |
| 結婚・子育て資金非課税申告書(原本) | ●「結婚・子育て資金非課税措置」の適用を受ける金額(お預け入れ金額と同額である必要があります)等を記載していただきます。 ●申告書は当行より税務署に提出いたします。用紙は当行の店頭にご用意しております。 ※結婚関係費用は上限300万円、それ以外に要する金銭等はあわせて上限1,000万円です。 |
| お子さま等の個人番号カード等(原本) | 「新規口座開設時」および「追加のお預け入れ時」には、お子さま等の個人番号の告知が必要です。 |
| 贈与資金等 | 贈与資金については、以下の方法にてあらかじめご用意ください。 ●既に当行にある父母さま等の口座から、口座開設日に本預金へ振り替えていただく場合、父母さま等のお通帳とお届け印をご用意いただき、父母さま等(ご本人)にもご来店いただきます。 ●既に当行にあるお子さま等の口座にあらかじめ入金していただき、口座開設日に本預金へ振り替えていただく場合、お子さま等が既に当行にお持ちの口座のお通帳とお届けのご印鑑をお持ちください。 ※本預金へ直接贈与資金をお振り込みすることはできませんのでご注意ください。 |

※状況によって、他に必要となる書類がございませう。開設のお手続きの前に一度お取引店にご確認ください。

4 口座開設の手続き

| | |
|-----------|---|
| ① 事前準備 | ③でご案内させていただいたとおり、贈与契約のご締結と必要書類のご準備をお願いします。 |
| ② ご来店 | お子さま等にご来店いただきます。父母さま等の口座から本預金へ振り替える場合は、父母さま等(ご本人)にもご来店いただく必要がございます。 |
| ③ 口座開設手続き | 「結婚・子育て資金非課税申告書」「合計所得金額確認書」「『結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置』に関する預金口座開設申込書兼確認書」等の申込書類にご記入・ご捺印いただき、お子さま等のご名義で口座を開設いたします。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">口座開設時の入金額は「贈与契約書」「結婚・子育て資金非課税申告書」の金額と同額とします。また、贈与契約日から2か月以内にお預け入れいただく必要があり、上限額は1,000万円ですのでご注意ください。</div> |
| ④ お通帳のお渡し | お通帳をお渡しして口座開設のお手続きは完了となります。 ※本預金は店頭での取り扱いのみとなります。 ※ATM・いよぎんダイレクト・AGENTアプリでのお取り扱い、口座振替でのお引き出しおよびお振り込みでのお預け入れはお取り扱いいたしません。 |

※2025年3月31日までは「追加のお預け入れ」が可能です(ただし、お預け入れの限度額は合計で1,000万円までとなります)。贈与契約書、合計所得金額確認書類(所得がある場合)、お通帳、お届けのご印鑑、追加結婚・子育て資金非課税申告書、ご本人確認書類等をご用意いただき、口座開設店の窓口にてお手続きができます(口座開設店以外でのお取り扱いはありませんのでご注意ください)。

5 お引き出しおよび領収書等のご提出

| | |
|-------------|---|
| お引き出し時の必要書類 | お通帳、お届けのご印鑑、領収書等(原本)および「結婚・子育て資金一括贈与預金『いよのめぐみ』に関する領収書等明細一覧兼確認書」(注) ※現金で200万円超のお引き出しの場合は、お子さま等のご本人確認書類が必要です。 (注)受付後、写しをお渡しします。保存していただき領収書等の提出管理にお役立てください。 |
| お引き出し方法 | 店頭で随時お引き出しいただけます。 |
| ご注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ●領収書等に記載されるお支払い年月日は、口座から資金をお引き出しした日と同じ年に属することが必要です。 ●同じ年に属していない場合、お引き出し金は結婚・子育て資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。 |
| 領収書等のご提出 | <ul style="list-style-type: none"> ●お通帳、領収書等(原本)及び「結婚・子育て資金一括贈与預金『いよのめぐみ』に関する領収書等明細一覧兼確認書」を領収書等に記載のお支払い年月日の属する年の翌年の3月15日までに当行へご提出ください。 ●期限までにご提出いただけない場合、お引き出し金は結婚・子育て資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となりますので、ご注意ください。 ●同一のお支払いについて、二重に領収書を提出し非課税の適用を受けることはできません。ご提出いただきました領収書等は受付済であることを表示した上でご返却しますが、領収書をその後紛失し、再発行された際には、既に提出済の支払いではないか確認書写し等をご確認いただき、特にご注意ください。 |

※お引き出し金の一部または全部を口座に戻し入れることはできません。

[お引き出しおよび領収書等の提出に関するご注意事項]

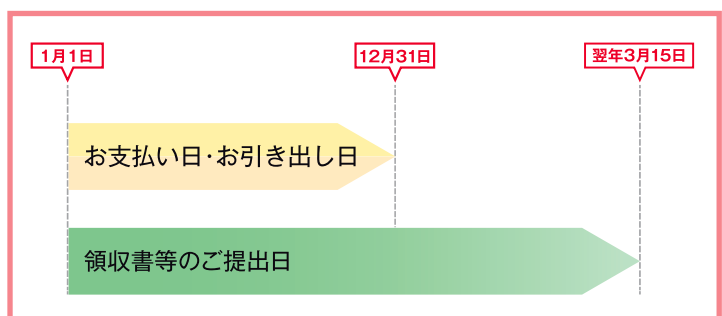
- 以下の日付が同じ年に属することが必要です。

対象機関へのお支払い日(領収書等の領収年月日)

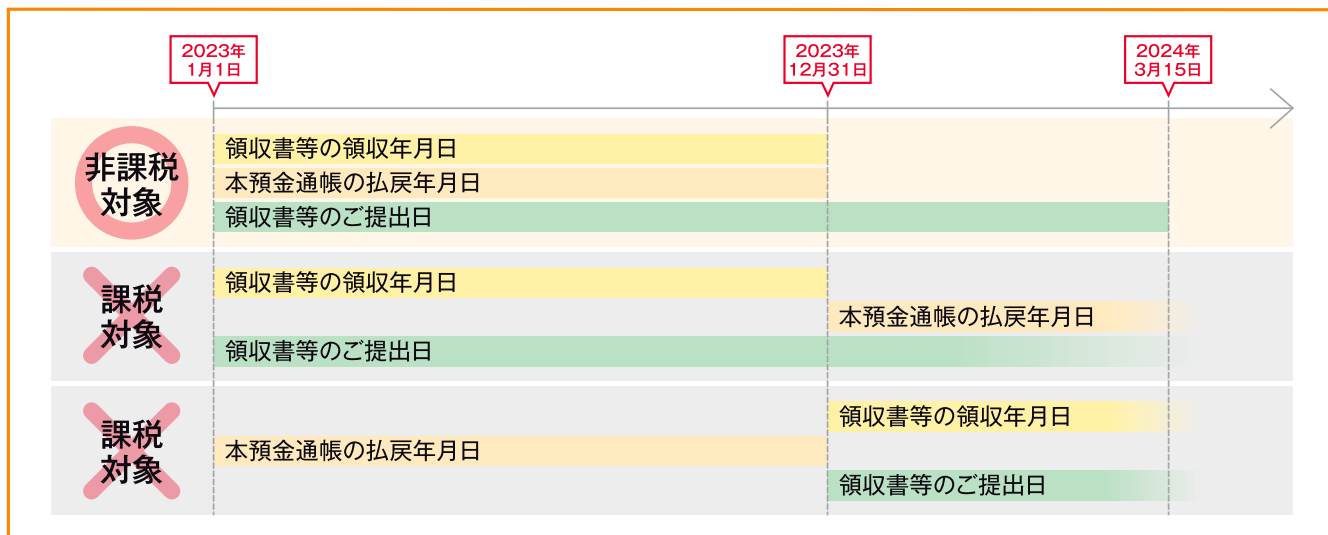
本預金からのお引き出し日(本預金通帳の払戻年月日)

- 領収書等のご提出は、翌年の3月15日までに済ませてください。

※対象機関へのお支払いと本預金からのお引き出しが同じ年に属さない場合、また、期限までの領収書等のご提出がない場合は、本預金からのお引き出しが贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。



[お引き出しおよび領収書等の提出例]



6 領収書等

1. 領収書等の種類

領収書等は原本をご提出ください。当行で内容を確認し、「受付日」「受付済」と表示した後コピーをとらせていただき、原本をお返しいたします。

① 領収書

領収書には、支払日、金額、支払者（宛名＝お子さま等）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要※1が記載されている必要があります。

② 領収書以外の「支払の事実を証する書類※2」

「支払の事実を証する書類」には支払日、金額、支払者（宛名＝お子さま等）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要※1が記載されている必要があります。

※1 資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。

※2 「支払の事実を証する書類」はこども家庭庁作成の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A」（Q3-3）で例示されています。要件が不足する場合には振込依頼書等を合わせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含まれます。

2. 領収書等の誤りや必要な情報が記載されていなかった場合の対応

① 原則として領収書等の発行者（支払先）が修正・追記した上で発行者（支払先）の押印が必要です。

ただし、支払内容が確認できない場合、支払内容がわかる文書を合わせて提出して補完することができます。

※治療内容の詳細など個人情報にかかわる書類の提出を強制するものではありません。その場合、不必要な個人情報の箇所は黒塗りし、支払内容が対象の可否の判断に必要な内容のものを提出してください。

② 領収書等に「住所」・「摘要」の記載漏れがあった場合の補筆の要否は以下のとおりです。

| | 結婚関係費用 | | | 子育て関係費用 | | | |
|----------|----------|------|------|----------|------|-------|---------------------------|
| | 挙式費用 | 住居費用 | 転居費用 | 妊娠費用 | 出産費用 | 子の医療費 | 子の育児に係る費用 |
| 支払先の住所 | 記載要（補筆可） | | | 補筆不要 | | | 補筆不要 ベビーシッター等は記載要（補筆可） |
| 摘要（支払内容） | 明細書等要 | | | 記載要（補筆可） | | | |

③ 明らかに結婚・子育て資金として認められない領収書は、そのまま返却いたします。

④ 婚姻の事実及びその年月日を証する書類が必要な場合で、領収書等の提出日までに婚姻の届出をしていないため、戸籍謄本などを提出出来ない場合は当行所定の書類と領収書とあわせて提出し、領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までに金融機関に戸籍謄本を提出することにより非課税対象といたします。

7 本預金の「結婚・子育て資金管理契約」の終了

- 「結婚・子育て資金管理契約」は下記のいずれかに該当する場合、終了いたします（本預金はただちにご解約いただきますので、引き続きご利用になることはできません）。
 - ①お子さま等が50歳になられた場合
 - ②お子さま等が亡くなられた場合
 - ③本預金の残高がゼロとなり、お子さま等と当行とで契約を終了させることで合意した場合
- 上記①または③の事由により結婚・子育て資金管理契約が終了した時点で、未提出の領収書等がある場合は、契約の終了した日の属する月の翌月末日までに当行にご提出ください。
- 上記事由が発生して契約が終了した場合、本預金は解約していただきますので、お通帳、お届けのご印鑑をお持ちください。
- また、口座開設時等にお子さま等の個人番号を告知いただいていない場合、契約終了時に個人番号の告知が必要です。

8 「結婚・子育て資金管理契約」期間中に父母さま等が亡くなられた場合の取り扱い

- 父母さま等が亡くなられた場合、お子さま等は速やかに当行窓口までお知らせください（別途、亡くなられた事実の分かる公的書類をご提出ください。）。
- 結婚・子育て費用のために支出した金額を確定するために、お子さま等は、父母さま等死亡日以前に支払われたことを証する未提出の領収書等がある場合は、速やかに当行窓口にご提出ください。
- 契約期間中に父母さま等が亡くなられた場合、亡くなった日の「管理残額」(*)が父母さま等から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。なお、受贈者が贈与者のお子さままたは代襲相続人以外である場合、2021年4月1日以降に贈与された部分に対応する「管理残額」は相続税の2割加算の対象となります。
※「管理残額」とは父母さま等が亡くなった日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した金額のことを言います。
- 当行は、お子さま等からの届出を受け、父母さま等が亡くなった日における「管理残額」をお知らせいたします。ただし、相続税の2割加算に関する計算は当行で行いませんので税理士もしくは税務署へお問い合わせください。
- 「管理残額」は、他の遺産と合わせて相続税の計算を行うこととなりますが、実際に相続税の申告の要否は他の遺産の金額の多寡により異なります。相続税の申告手続きはお子さま等において行うこととなりますので、所轄税務署にお問い合わせください。

9 その他参考となる事項

- 本預金にお預け入れいただく前に支払われた結婚・子育て資金は、結婚・子育て資金非課税措置の適用対象外となります。
- 本預金からお引き出し後に結婚・子育て資金を支払う場合、お引き出し時にお支払先等をお聞きすることがございます。あらかじめご了承ください。また期限までに領収書等のご提出がない場合、「結婚・子育て資金管理契約が終了となった日の属する年に贈与があったもの」として、贈与税が課税されます。なお、2023年4月1日以降に贈与された部分に対応する残額に暦年課税による贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。
- 上記7の①または③の事由により「結婚・子育て資金管理契約」が終了した時点で、結婚・子育て資金非課税申告額から結婚・子育て資金支出額を差し引いた残額*がある場合は、その残額に対して、「契約が終了した日の属する年に贈与があったもの」として贈与税が課されます。なお、2023年4月1日以降に贈与された部分に対応する残額に暦年課税による贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。②の事由により契約が終了となった場合は、贈与税は課税されません（相続のお手続きが必要となります。）。
※以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となります。契約の終了年において他に贈与を受けた金額と合わせ、暦年課税による贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税制度の適用を受ける場合（2024年1月1日以降は基礎控除額を超える場合）には、贈与税のご申告が必要です。
 - ①お預け入れ金額のうち、お引き出しをしなかった部分
 - ②お引き出し金額のうち、次の部分
 - 結婚・子育て資金のお支払いに充当しなかった部分（年間のお引き出し合計額が年間の領収書等の合計金額を超える部分を含みます）
 - 結婚・子育て資金のお支払いとお引き出しの年が異なる部分
 - 結婚・子育て資金のお支払いに係る領収書等を期限（翌年3月15日）までにご提出いただけなかった部分
 - 結婚関係費用が累計300万円を超える部分
- 結婚・子育て資金のお振り込みにかかる振込手数料等は非課税措置の対象とはなりません。
- その他本預金の結婚・子育て資金管理契約に反する取り扱いがあった場合には非課税措置の対象外となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。また、この契約を変更する場合は、あらかじめ変更の内容および取り扱いの期日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更契約の効力が発生するものとします。
- 2013年4月1日より、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」が施行されています。子の育児に係る費用については、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」と対象範囲が重複する部分がありますが、どちらかの制度において、非課税措置の適用を受けることとなります。重複しての適用は受けられません。

商品のご案内

| | |
|------------|--|
| 商 品 名 | 結婚・子育て資金一括贈与預金「いよのめぐみ」 |
| ご利用いただける方 | 直系尊属である贈与者(父母さま等)の方と書面にて贈与契約を締結している18歳以上50歳未満のお子さま等で、贈与する日の属する年の前年の合計所得金額が1,000万円を超えていない方 |
| 対象となる預金 | 新たに開設する普通預金(名義人:お子さま等) ※口座開設時に「結婚・子育て資金管理契約」を締結させていただきます。 ※本制度利用とあわせ開設し、「結婚・子育て資金管理契約」終了とともに解約となります。 |
| お預け入れ金額 | 10万円以上1,000万円以内(1円単位) ※結婚費用は300万円を上限といたします。 |
| 適用利率 | 普通預金利率(変動金利) |
| お預け入れ期間 | 2025年3月31日まで |
| 口座開設 | ●1個人(お子さま等)につき1金融機関(かつ1支店)1口座に限ります。 ●「贈与契約書」「結婚・子育て資金非課税申告書」と同額をお預け入れいただきます。 ※お預け入れの上限額は1,000万円で、お預け入れの対象資金を贈与契約後2か月以内で、「結婚・子育て資金非課税措置」の適用を受ける目的の資金に限定させていただきます。 |
| 追加のお預け入れ方法 | 「贈与契約書」「追加結婚・子育て資金非課税申告書」と同額をお預け入れいただきます。 ※ただし、お預け入れの上限額は合計1,000万円で、お預け入れの対象資金を贈与契約後2か月以内で、「結婚・子育て資金非課税措置」の適用を受ける目的の資金に限定させていただきます。 |
| お引き出し方法 | ●店頭で随時お引き出しいただけます。 ●口座開設店以外でも受け付けできますが、ATM、口座振替、いよぎんダイレクト、AGENTアプリによるお引き出しはお取り扱いいたしません。 ※「結婚・子育て資金非課税措置」の適用を受けて本預金をお引き出しする場合は、当行へ期限内に「領収書等」をご提出いただく必要がございます。 |
| 手数料 | 無料 |
| 取扱店 | 国内全店 ※ローンプラザ松山支店・インターネット支店は除きます。 |
| その他参考となる事項 | ●キャッシュカードは発行いたしません。 ●本商品の譲渡、担保提供、口座名義変更はできません。 |

※本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ※店頭で説明書をご用意しております。

詳しくは、お近くの〈いよぎん〉の窓口にお問い合わせください。

店舗検索
はこちら ▶



(2023年5月1日現在)